

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実情を知らないので提案することはありません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前、ある株式会社の清算事務所に勤務して15万人に及ぶ株主名簿を管理した経験から、年金記録の説明を受けたとき、カタカナ方式で個人名を記録識別することに疑問を投げかけた。生年月日と併用するから大丈夫とめことだったが、漢字を使う日本人の名前は、同音異人はあるか、同名異人もありうるわけで、もう少し細心の注意が払えなかったのか。悔やまれてなりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金持別便の送付、年金記録確認第三者委員会による
審査と幹事、オンライン上の記録と台帳との照合など
既に様々な方策が実施され、また実施が予定されていると
理解しております。これに付け加えるべき新たな有効な
方策は思い浮かびません。これまでの方策を今後とも
全力を挙げて実施していくことだと思っております。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、一昨年来、年金記録問題として大きな社会問題化した諸事象については、組織を挙げて取り組むべき大きな課題として認識しておりました。この問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられ、マスコミで大きく報道されるに至った一昨年のことではありません。

在籍中は、社会保障庁等が取り組んだオンライン化計画の実施として、過去記録の整理という課題はあったものの、基礎年金番号導入の取組みによって、確実な記録管理とそれに基づく年金支給決定への道筋が開かれたものと認識しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一昨年来、年金記録問題として取り上げられた各種事象について、このような危機感を持つ大きな問題として在籍当時認識していったことは、不承に不明の至りであり、反省していません。

思い返しみると、年金記録は過去何十年もわたる記録であり、そのうち、当然複雑なケースが多々存在することは在籍当時も認識しておりました。そうしたケースにつきは、年金裁定請求時の請求者の方々の言葉を十分伺いつつ対応することによって、記録はこの段階で整理できたとしたものにあり、こうした思い込みが私にはあったように思いません。

今にして思えば、事業実施予定であった社会保障庁にありながら、現場における「適用・徴収の給付・記録管理」の業務の実態把握とそれを踏まえた事業運営という、最も基本的なところの取組みが、私自身、そして組織としても不承に不十分だったと反省していません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間では殆ど言及されていないことだが、年金記録問題発生最大の要因は、いわゆる国民総背番号(年金制度内の番号ではない)の設定なしに年金制度をスタートさせたこと(制度設計の欠陥)。
被保険者が複数の年金番号を持ち、戸籍や住民票と異なる生年月日等を登録できたシステムでは、完全な記録管理は難しい。
それに制度発足後相当期間はコンピュータもない時代であったことも考えないと正確な認識は得られないということ。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の現時点での管理(整理)状況を知りたいので、お答えできない。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1の回答のとおり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(別添論は別にして)現業庁としてなすべきことは、受給者が急増する前に、業務のオンライン化を實現してできるだけ記録を整理し、そのうえで不備と思われる記録については、被保険者の協力を得て、受給申請までの間に計画的に補正して行くことだと考えていた。

一部の強い反社により、オンライン計画の早急な実施が妨げられたこと、この導入過程で入力作業に正確さを欠く事例が生じたことが悔やまれる。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで指摘されていない問題は、現時点では承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 基礎年金番号に未統合の記録については、ねんきん特別便を軸に解明・統合を進めてきたが、未回答者等へのフォローアップ、地方自治体の協力を得たの取組み等、引き続き解明・統合に努力する。また、再裁定等について迅速な処理に努める。
- 年金記録の正確性の問題については、電子画像データ検索システムを活用して紙台帳とオンライン記録の突合せを効率的に実施する。また、遡及訂正問題に関して、ねんきん定期便や受給者お知らせ便の活用等により被害者の権利回復に努める。
- 今後同様の問題が発生することをできるだけ避けるため、ねんきん定期便やインターネットによる年金記録の確認等、被保険者のご協力もいただきながら、記録の正確性を期す。
- いずれにしても、年金記録回復委員会のご議論を踏まえ、的確に対応する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 〇 現在指摘されるような年金記録問題があるとの認識はなかった。
- 〇 平成9年に基礎年金番号が導入され、その段階で複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出いただき基礎年金番号との統合を行ったが、私の在籍当時も相当数の過去の記録が未統合のままとなっていることから、複数の番号を有すると思われる者に対し、社会保険業務センターを中心に計画的に照会を行っていた。また、基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消も課題であった。
- 〇 遡及しての記録の訂正については、問題事例があったことは聞いていたが、個別の問題事例としての対処が既に行われていたとの認識であった。

- 〇 既に一連の年金記録問題が明らかになっており、対策が進められていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 〇 現在指摘されている一連の年金記録問題についての認識を当時持っていなかったことについては、今から考えれば反省しているし、年金については受給資格を得て裁定を受けるときに記録をきちんとすればよいとの感覚を私自身も有していた。ただ、裁定の時を待つことなく記録を確認することができるようにすることが必要との意識は当時もあって、58歳時の加入記録のお知らせやいわゆるポイント制の準備に着手することとしていた。

(この問題についての反省点)

- 〇 年金記録問題は様々な側面があり、それぞれ反省点はあるが、現時点で考えると、主な反省点として次のようなものがあげられると思う。・保険者である社会保険庁の言うことは正しいとの意識が強く、お客様である被保険者、受給者の目線に立った業務ができていなかったこと・年金記録の管理、給付は、社会保険業務センターの問題であるとして、社会保険庁全体の課題であるとの認識に乏しかったこと・制度の建前と現場の運用のギャップについての意識が希薄であったこと・地方事務官時代からの伝統でローカルルールも残っている中で、それを統一してガバナンスを効かせていく努力が不十分であったこと・組織全体の情報共有、意思疎通が十分でなかったこと

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	[Redacted]
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上 [Redacted]</p> <p>b. <input checked="" type="radio"/> 本庁課長・室長・企画官級以上 [Redacted]</p> <p>c. <input checked="" type="radio"/> 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長 [Redacted]</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

[Redacted]

[Redacted]

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

終戦前後の古い手書き印帳が鏡外に亡
びたので、マイクロフィルムに打ち収録^集する作業
をとるのに苦労した。 [REDACTED]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険審査会の判例がいくつがあっ
たと思うが、本人の給付率は厚年保険料正
と、金銭の経費に使ってしまえば社会保険
料には保険料が入っていないケースが調査
の結果明らかになったものも何件ある
気がする。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

機械化の必要が認められ、福祉年金を国民年金増に統合し、キカセのための計画策定が
 行われ、
 つとめた。それがコンピュータに互換性があらず、コボレ
 の認識をうけ、ソフトを組んでキカセ互換化を遂行す
 る。これは予算と職員数から大体10年計画と
 見込め、約10年間の年金の on line ができると

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
 いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
 省点として挙げられるとお考えですか。

戦後の高度野原から約15年の国民皆得陰
 皆得体制をつつた。医療保険はともかく
 (それこそ医療費七割論はあった) 年金に於て
 1次年金 無職まで、年齢に依る月の保険料
 が100円か150円と始められた。無理がなかった。
 市町村では、保険料原資が不足するに
 医療保険(国保)に充てられ、国民年金は奉納
 による。傾向が強かった。どうに決まる

ご協力、ありがとうございました。

その中心に於ては、既に述べた如く、
其方が、研究の中心に於ては、研究
の中心に於ては、研究の中心に於ては、研究

[Redacted]

[Redacted]

その中心に於ては、既に述べた如く、
其方が、研究の中心に於ては、研究
の中心に於ては、研究の中心に於ては、研究

その中心に於ては、既に述べた如く、
其方が、研究の中心に於ては、研究
の中心に於ては、研究の中心に於ては、研究

その中心に於ては、既に述べた如く、
其方が、研究の中心に於ては、研究
の中心に於ては、研究の中心に於ては、研究

その中心に於ては、既に述べた如く、
其方が、研究の中心に於ては、研究
の中心に於ては、研究の中心に於ては、研究

研究

その中心に於ては、既に述べた如く、
其方が、研究の中心に於ては、研究
の中心に於ては、研究の中心に於ては、研究

職場が変る度に新しく一筆字を抽出
方の正字をウクして古い筆字を調下、矢筆
類目を抜いて同一番号に続けたいと午向
の去先の事務所へ当時農村部から
半年出かせた。半年半農業という例
が多くしその対策を考へるよう謝辞

上記接合あるが、
冬場の半年近く回年に入らぬ無年金
のおそれがある。是際では仕方あるものの
この手続はけとれ"と指導"の記接もある
が正確は無い。おつと年金にかかつた
職員は事務所の実情がわかるか毛
これらに
これ以上
の

担当者より

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくに 承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当然のことながら 現在行われて
いるように、記録の照合を中心に
着実に進めていくことが最も大事である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

急増する年金受給者等に対応する裁定
や相談を円滑に実施できるように
事務処理体制を早急に整備することが
重要課題だった。もちろん、正確な
年金記録の整備はその前提であった。
現在のような年金記録問題を知ら
ずのは最近のことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給者等への対応を円滑に
実施できる体制を整備することに
努力を傾注したのであるが、当然
その前提と考えていた年金記録が
現在のような状態になったという事は
誠に残念なことである。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>Ⓐ 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。


年金記録について、これまで問題とされている事実以外のものについては、特に知りません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けて関係者の努力については、本場に関心があると思っています。現在行っていること以外の方策は、私としては考えられません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。


 ① 複数の年金番号の保持者か相対数存在する
 ② 厚労省の旧台帳の中で、システム上には収録されていながら記録の相対数存在するこ
 ねたさの把握(わり)。これの解決についての話し合いが
 あり。システムとして一定の努力がなされておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保障者全体の課題として、真実を追求し上げ
 努力するといった姿勢は欠けていた。深く反省
 してまいります。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1 国民、特にこれから保険料を払う人々へ、「年金制度は信頼できる」というメッセージを送る点に重点を置きながら記録問題解決に取り組むべき。そのため、①これまでの解決状況と②これからは問題は起きない、ことを特に若年層向けに明らかにすべき。

2 ①については、現在の社会保険庁ホームページの「年金記録問題への対応策の進捗状況」の6の未統合記録の解明の表を逐次新聞掲載すべき。

②については、基礎年金統一後あるいはオンライン化後は、関係者の故意による誤り以外の記録ミスは起こらないこと等を広報し、更に今後は年金特別便を全員に送付して誤りの場合は訂正できるので安心して保険料を払うよう促す広報を行うべき。

3 上記2は広報費を払っても行うべきであり、22年度予算は、この広報費のほか、上記2①の表にある1028万件の開示を創めるための検討に使うべき。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らなかった。知ったのは、この問題が新聞報道されてから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思しましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点として、

- 1 5千万件の問題は、明らかになった原因を、庁として一貫して繰り返し国民に知らせるべきだったのではないか。原因は次のようなものか。①基礎年金番号導入時の複数保持者を統合中であるもの②本人の住所移動不告知等で不明のもの③記録媒体の変更時の誤り。
- 2 関係者の不正は、長年に亘って国税庁等でも起きていると考えられるが、1③と併せ、原因究明をして、今後の対応に資するべき。
- 3 原因は、次の部署の対応の検証が必要か。①業務執行状況を内部監察する地方課(事業所適用状況、都道府県ごとで余りにもバラバラだった事務処理を含む)②地方課及び地方に一人も1種がいなかったことに起因するところもあるとすれば本省及び本庁人事部局③個々の事業所の社会保険適用の不明確さについて、本省の年金、保険及び労働部局⑤年金記録の不備・不正が顕現すると考えられる相談や不服申立に対応した社会保険審査会、総務省行政監察局等

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務については、度重なる年金・健保制度改正への対応、5人未満事業所への適用拡大、資格の得喪、徴収率の維持向上、受給者の急増（100万人未満から3000万人超へ）、年金相談の増加、スライド改定等発足以来激増する業務と課題との闘いの歴史であったといってもよい面があります。こうした課題に追われる中で、オンライン化の推進や業務課の業務センターへの組織拡充等を図るとともに、毎年職員数の増員に努めたところですが、しかし、定員法の強い制約もあり現場業務量増加に見合った増員を確保できず、また肝腎の年金記録の管理についても業務センターや社会保険事務所任せになってしまっただけで本庁として現場での記録ミス等を最小にするための十分なチェック・検証体制がありませんでした。オンライン化についても多くを外部委託の専門技術者に頼らざるを得ず、自ら高度のシステム専門家なりデータ精度管理の専門家を持っていませんでしたし、7年金制度分立の下でデータ整理に必要な共通番号もありませんでした。その他様々な要因が重なって結果として大量のデータ不備を招来してしまったことは、かつて業務に携わった者として何かできることがなかったかとまことに無念でなりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の状況に通じていませんので、的確な解決策は持っていませんが、二つほどご考慮いただければと思います。

- ① 戦災による年金記録喪失への対応や32年以前の低報酬の一括再評価による年金給付増の際の先人達の経験と叡智などを想起しての現場の実情を踏まえた政策的、実際的な解決策の工夫。
- ② 諸外国の年金事務に携わる職員数や国税関係職員数等（今や社会保険料の徴収額の方が国税徴収額より多い。また年金事務は毎月徴収というだけでなく新規裁定、給付、スライド改定、相談等多岐にわたる）との比較検討に立っての、あるいは新規裁定者や年金受給者等から要請されているサービスを提供するのに十分な職員が確保されているかといった観点からの適正職員数の確保。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年の年金大改正により20歳以上の全国民共通の基礎年金制度が導入されたが、年金記録については、従前通り各制度毎に別々に管理されおり、社会保険庁において番号の異なる記録をつなぐ術はなく、被保険者や受給者へのサービスに大きな支障をきたしていた。このため、各制度共通の基礎年金番号の導入が急務であると考えていました。

しかし、当時 [] は基礎年金番号の導入に伴うプライバシー保護の問題や一部省庁の根強い反対論もあり、世論もそう積極的であるとはいえない状況でありました。

基礎年金番号に統合できない宙に浮いた年金記録が5,000万件もあるということは、まことに申し訳ないことながら新聞報道ではじめて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたばどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入については、早期導入が必要であると考え、反対意見の省庁とも粘り強く折衝を重ね、その同意を得るとともに、実施に際してはプライバシーの保護に最大限配慮しながら、5年程度かけて複数記録を有する者等について年金記録を整理していくという []

[] また、その円滑な実施を図るためには組織的対応が必要であると考え、業務センターに [] としました。その後 [] により社会保険庁を離れたため、 [] からの実施とその後の推移は承知していません。

現時点に立つてみれば、大量事務処理にはコンピュータ処理であっても必ず一定のミスが発生する可能性があるという前提に立つて、本庁、業務センター、事務所が一体となって過誤を最小限に抑える方策を政策的、組織的にしっかり採る必要があったのではないかと思います。当時はそういうシステムリスク管理の考え方なり思想がなく、また現場からの問題提起なり報告もない中で、必要な実情把握や対応が欠けていました。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。